

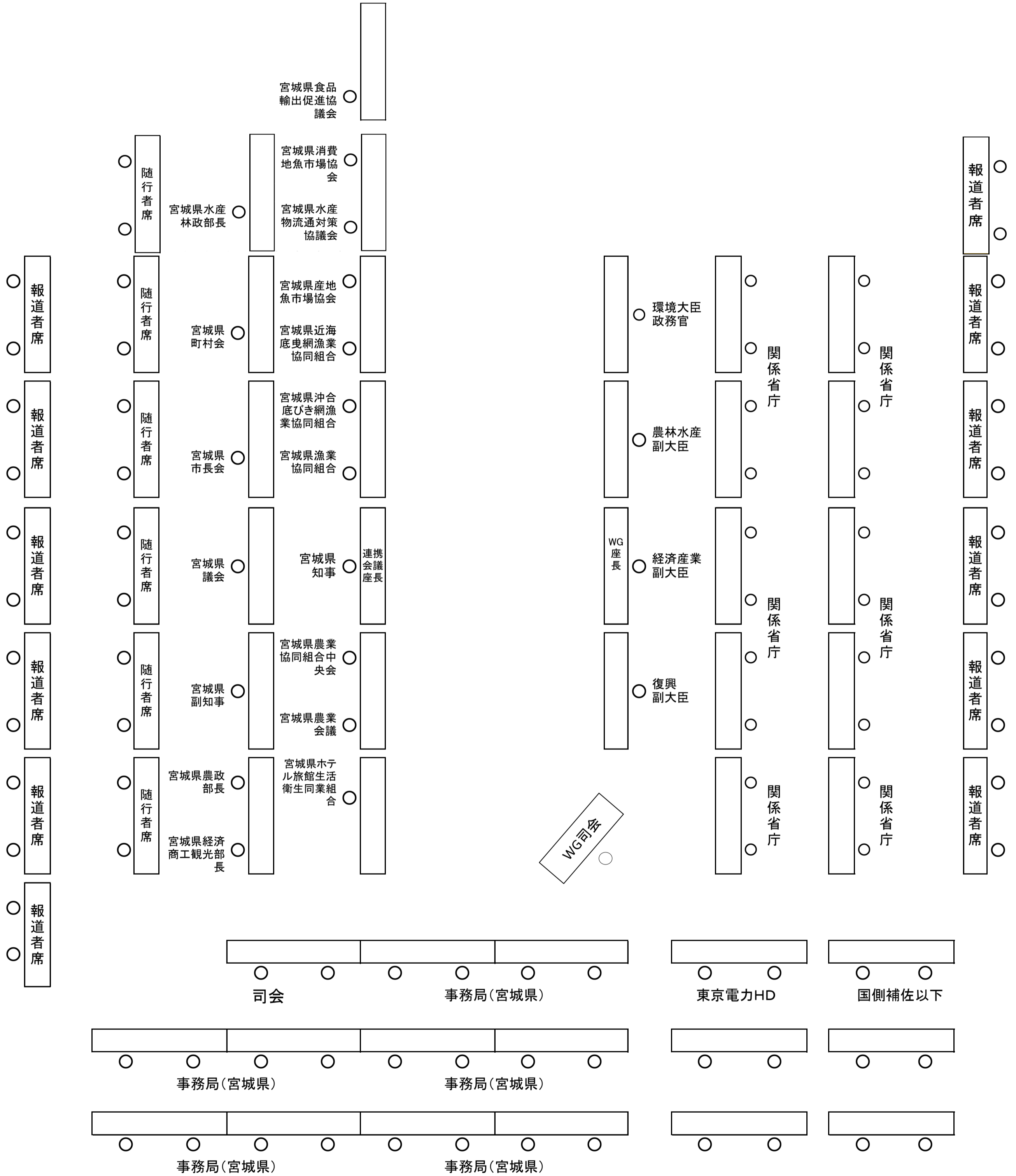
第2回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議
 第2回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な
 実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ

席次表

ステージ
 (スクリーン)

令和3年6月7日(月) 16:00～
 県庁2階 講堂

リモート参加者映像



配布資料一覧

議事次第

出席者名簿

資料 1 これまでいただいた御意見と
 基本方針等における対応について

資料 2 宮城県連携会議各団体からの意見

参考資料 1 宮城県連携会議設置要綱

参考資料 2 宮城県連携会議（組織図）

参考資料 3 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子
 力発電所における多核種除去設備等処理水の処分
 に関する基本方針

第2回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議
第2回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行
に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ

日時 令和3年6月7日(月)
16:00~17:30
場所 宮城県庁2階講堂

議 事 次 第

- 1 開会
- 2 宮城県連携会議座長挨拶
宮城県知事 村井 嘉浩
- 3 ワーキンググループ座長挨拶
経済産業副大臣 江島 潔
- 4 宮城県連携会議構成員の紹介
- 5 ワーキンググループによるヒアリング
 - (1) これまでいただいた御意見と基本方針等における対応
について
 - (2) 宮城県連携会議からの意見
 - (3) 意見交換
- 6 挨拶
宮城県知事 村井 嘉浩
経済産業副大臣 江島 潔
- 7 閉会

第2回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議
 第2回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚会議
 ワーキンググループ
 出席者名簿（敬称略）

<処理水の取扱いに関する宮城県連携会議>

構成団体名等	出席者	
	役職	氏名
宮城県漁業協同組合	代表理事組合長	寺 沢 春 彦
宮城県沖合底びき網漁業協同組合	代表理事組合長	鈴 木 廣 志
宮城県近海底曳網漁業協同組合	代表理事組合長	阿 部 幸 一
宮城県産地魚市場協会	会長	志 賀 直 哉
宮城県水産物流通対策協議会	会長	水 野 暢 大 (代理) 副会 長 布 施 三 郎
宮城県消費地魚市場協会	会長	本 田 誠 (代理) 石森克 文
宮城県食品輸出促進協議会	会長	小 野 寺 初 正 (代理) 幹 事 清 水 勝 之
宮城県農業協同組合中央会	代表理事会長	高 橋 正
宮城県農業会議	会長	中 村 功
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	佐 藤 勘 三 郎
宮城県議会	副議長	外 崎 浩 子
宮城県市長会	会長	伊 藤 康 志 (代理) 副会 長 菅 原 茂
宮城県町村会	会長	櫻 井 公 一
宮城県	知事【座長】	村 井 嘉 浩
	副知事	遠 藤 信 哉
	経済商工観光部長	千 葉 隆 政 (代理) 副部 長 武 内 浩 行
	農政部長	宮 川 耕 一
	水産林政部長	佐 藤 靖

<ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ（対面参加）>

所属	役職	氏名
経済産業省	経済産業副大臣【座長】	江 島 潔
	廃炉・汚染水・処理水特別対策監	須 藤 治
	廃炉・汚染水・処理水対策官	大 江 健 太 郎
	東北経済産業局長	渡 邊 政 嘉
	東北経済産業局資源エネルギー課長	中 野 か お り
	東北経済産業局東日本大震災復興推進室	藁 谷 尊
内閣府	廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所長	生 越 晴 茂
復興庁	復興副大臣	横 山 信 一
	原子力災害復興班参事官	上 村 昌 博
	宮城復興局長	英 直 彦
農林水産省	農林水産副大臣	葉 梨 康 弘
	大臣官房地方課長	中 澤 克 典
	水産庁研究指導課長	廣 野 淳
	東北農政局次長	中 東 一
	東北農政局地方参事官（宮城県担当）	澤 瀬 正 明
	東北農政局企画調整室調整官	里 見 善 弘
環境省	環境大臣政務官	神 谷 昇
	水・大気環境局水環境課長	筒 井 誠 二

<（リモート参加）>

所属	役職	氏名
経済産業省	福島新産業・雇用創出推進室長	宮 下 正 己
	原子力損害対応室長	服 部 桂 治
内閣府	福島原子力事故処理調整総括官	松 永 明
外務省	軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長	永 吉 昭 一
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長	佐 藤 浩 一
文部科学省	研究開発局原子力損害賠償対策室次長	井 出 太 郎
	初等中等教育局教育課程課課長補佐	野 口 宏 志
厚生労働省	医薬・生活衛生局食品基準審査課長	近 澤 和 彦
国土交通省	大臣官房（運輸安全防災）参事官	禮 田 英 一
	観光庁観光地域振興部観光地域振興課長	富 樫 篤 英
消費者庁	消費者安全課長	鮎 澤 良 史

<東京電力ホールディングス株式会社（オブザーバー参加）>

所属	役職	氏名
東京電力ホールディングス株式会社	常務執行役 福島復興本社代表	高 原 一 嘉
	フェロー	新 妻 常 正
	執行役員 福島復興本社副代表	内 田 正 明
	福島第一廃炉推進カンパニーバイスプレジデント	阿 部 俊 一
	福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長	木 元 崇 宏

<宮城県事務局>

部局	課室	出席者	
		役職	氏名
復興・危機管理部		部長	佐藤達哉
		危機管理監兼副部長	千葉伸
経済商工観光部	観光政策課	参事兼課長	柳澤宏
	国際ビジネス推進室	室長	星和行
農政部		理事兼副部長	角屋憲正
	農業政策室	室長	常陸孝一
水産林政部		副部長	高橋義広
		副部長（技術担当）	石田幸司
	水産林業政策室	室長	菅原俊明
		総括室長補佐（水産林業政策担当）	須藤篤史
	水産業振興課	課長	長谷川新
		技術副参事兼総括課長補佐	松浦裕幸
	水産業基盤整備課	課長	佐藤崇
	(庶務) 復興・危機管理部	原子力安全対策課	課長
原子力防災対策専門監			日下開
副参事兼総括課長補佐			土谷芳和
課長補佐（事故被害対策班長）			大谷正彦

これまでいただいた御意見と 基本方針等における対応について

令和3年6月7日

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

目次

1. 安全の確保について	… P.2～6
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
2. 国民・国際社会の理解醸成について	… P.7～14
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について	… P.15～22
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
4. 風評被害が生じた場合の対策について	… P.23～26
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
5. 将来に向けた検討課題など	… P.27～29
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題

注1) 「これまでいただいた御意見」は、御意見を伺う場（2020年4月～）・第1回宮城県連携会議（2021年5月11日）などでいただいた御意見を事務局において整理したものです。

注2) 「方針決定後の主な取り組み」等の記載事項は、宮城県での対応であることを想定したものであり、検討の進捗に合わせて、更新していきます。

1. 安全性の確保について

(1) これまでにいただいた御意見【宮城県抜粋】

- ◇ ALPS処理水が科学的に安全であること、また、きめ細かく確実に測定をして心配ないものであることを国民、特に消費者と生産者をつなぐ流通、小売業者が正しく理解し、不安を抱かないようにすることが必須。【宮城県】
- ◇ 放射性物質検査について、継続して取り組むべき。【宮城県産地魚市場協会】
- ◇ トリチウム以外の放射性物質の安全性について対策する必要はないのか。【宮城県市長会】

(1) これまでにいただいた御意見【その他】

- ◇ 安全の確保が放出処分の必須条件と考えている。国が安全性確保のため努力してほしい。【葛尾村、飯舘村、福島県農業協同組合中央会、全国旅行業協会】
- ◇ 浄化処理について、処理過程の透明性の確保、万全な安全対策に取り組んでいただきたい。【福島県、川内村】
- ◇ 処分にはIAEA（国際原子力機関）等の第三者機関、および地元関係者などが立ち会い、透明性を確保することが必要。【福島県、楡葉町、富岡町、新地町、全国商工会連合会】
- ◇ 国際的第三者機関による科学的根拠を情報提供し、国際レベルで合意を得ること。【ヨークベニマル】
- ◇ 消費者や児童、保護者らの安心確保のため、政府は第三者的立場の組織を作り、安全性の発信に努めて欲しい。【福島県青果市場連合会】
- ◇ 放出中及び放出後のモニタリングを通して、適切に処分が実施されていることを確認し、その結果を誰でも確認できるようにすること。【楡葉町、全国旅行業協会】

2

1. 安全性の確保について

(1) これまでにいただいた御意見【その他】(つづき)

- ◇ 人体への影響のみならず、生物多様性にも影響を与えないよう、十分な調査研究、影響評価及びモニタリングを継続的に実施し、適切な措置を講じることが必要。【いわき市】
- ◇ 異常があれば即座に停止するなど、処分が行われる際の対策を明確にすること。【福島県、楡葉町】
- ◇ トリチウム以外の放射性物質について、基準値未滿をしっかりと守ってほしい。【福島県、広野町、川内村、新地町、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 最低でもWHOの飲料水濃度は守ってほしい。【新地町】
- ◇ 日本の技術力を結集して、できたらパイプラインなどで沿岸からできるだけ離して、沖合に流すようなことも模索していただきたい。【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 原子力規制委員会、廃炉・汚染水対策チームなどにおかれては、これまで以上にこの検査体制を厳格にして、チェック体制に万全を期していただきたい。そのチェック結果を速やかに地域住民の方々に分かりやすく提示いただくことが大事ではないかと考える。【広野町】

(2) 基本方針における記載

2. ALPS処理水の処分方法について（基本方針 P.6～8）

- 国内での実績がある点やモニタリング等を確実に実施可能とされている点を評価し、海洋放出する方針。
→ IAEAも、「日常的に実施されており、技術的に実行可能」と評価。
- 国際ルールに基づく国内の規制基準（トリチウム濃度等）を遵守し、周辺地域の住民や環境等の安全を確保。
- 国際社会の責任ある一員として、透明性高く、積極的な情報提供を継続。

3

1. 安全性の確保について

(2) 基本方針における記載 (つづき)

3. ALPS処理水の海洋放出の具体的な方法 (基本方針 P.8~10)

・東京電力には2年程度後を目途に福島第一原発の敷地から放出する準備を進めることを求める。

(1) 「風評影響を最大限抑制するための放出方法」

①トリチウム：

・濃度：規制基準の1/40 (**WHO飲料水基準の約1/7**) まで希釈。

※既に放出しているサブドレンの排水濃度と同レベル

・総量：事故前の管理目標値 (年間22兆Bq) を下回る水準とする。

②その他核種：規制基準を下回るまで2次処理。更に上記のトリチウム濃度を満たすため、大幅に希釈。

→ 規制基準を大幅に下回ること、安全性を確保し、風評を抑制。

※万が一、機能不全や異常値が検出された場合には、確実に放出を停止。

(2) 「海洋モニタリングの徹底」

- 放出前・放出後のモニタリングを強化。地元自治体・農林水産業者等も参画。

- IAEAの協力を得て、国内外に客観性・透明性を高く発信。

4

1. 安全性の確保について

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置 (風評影響を最大限抑制するための処分方法・モニタリング等)

関係省庁	対応
経済産業省 農林水産省	○ 風評影響を抑制する処分方法の徹底 → 復興に向けた農林水産業者の努力の妨げにならないため、安全を最優先に、地元を始め、消費者の方々の不安を解消するよう、放出するトリチウムの量が最小限になる処分方法を継続的に検討するとともに、そのような処分方法を徹底するよう東京電力を指導する。
外務省 農林水産省 経済産業省 環境省 原子力規制庁	○ 客観性・透明性の高いモニタリングの実施 → モニタリング調整会議の下、関係省庁で連携して、漁場や海水浴場等において、新たにトリチウムに関する海域モニタリングを実施し、科学的・客観的なモニタリング結果を発信する。 ○ 国際的な基準の厳格な遵守 → 公衆や周辺環境の安全を確保するため、国際的な基準を遵守するとともに、これを発信する。 ○ 外国の分析機関との相互比較 → データの信頼性を確保するため、国際原子力機関 (IAEA) の協力を得て、外国の分析機関との相互比較を行い公表する。こうした取組により、日本の分析機関のモニタリング手法を含む分析能力の客観性・透明性を高めるとともに、これを発信する。

5

1. 安全性の確保について

(3) 基本方針決定後の主な取組

【具体的な計画の検討・許認可】

- 原子力規制委員会は、今後、東京電力からの計画の申請を受け、厳格に審査を行っていく予定。

【モニタリング】

- 4月27日に政府のモニタリング調整会議を開催。関係機関が連携して、基本方針に定められた事項を実施していくため、『海域環境の監視測定タスクフォース』をモニタリング調整会議の下に設置。今後、放出開始の前後における海域モニタリングの強化・拡充に向けた検討を進める。
- 梶山経済産業大臣は、4月14日にIAEAのグロッシー事務局長と会談。原子力について高い専門性を持つIAEAの確認を得ることにより国際社会への客観性・透明性を高めるべく、①レビューミッションの派遣、②環境モニタリングの支援、③国際社会に対する透明性の確保について正式に協力を要請。グロッシー事務局長からは積極的に協力するとともに、今後も緊密に連携しつつ、準備を加速していく旨回答。今夏にも、第1回のレビューミッションを受け入れるべく調整中。

(参考) 東京電力の取組

- 基本方針決定を受けて、東京電力は、基本方針を踏まえた具体的な計画の検討を開始。

(4) 今後の検討課題

- 安全性についての、信頼性・客観性の確保の在り方
・地元自治体、IAEA等の国際機関の関与の在り方 など
- モニタリングの強化・拡充の方向性
・測定地点・頻度の考え方 など
- 情報公開の在り方
・従来のホームページにおける公開方法の改善の方向性、発信すべき情報の考え方 など

6

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(1) これまでにいただいた御意見【宮城県抜粋】

- ◇ ALPS処理水の処分について、これまでの経緯から不信感や不安感を持たれていることから、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に取り組むことが必要。【宮城県】
- ◇ 正確な情報を、大多数が安心感を得られるような工夫や見える化を行い、丁寧かつ継続的に粘り強く発信していくことが大事。【宮城県、宮城県町村会】
- ◇ 宮城県に限らず、首都圏を始めとした全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対して、国が主体となり、処理水に関する正確かつ分かりやすい情報を継続的に発信し、海洋放出の安全性について国民的な理解の醸成を図り、国内で新たな風評を絶対に発生させることがないように全力で取り組むこと。【宮城県】
- ◇ 原発事故に伴い輸入規制等を実施している国はもとより、諸外国に対して、国際会議や在京外交団、外国プレスへの説明などあらゆる機会を通じて、情報を発信するなど、国際社会において新たな風評が生じることがないように万全の対策を講じること。【宮城県、宮城県食品輸出促進協議会】
- ◇ 今般の海洋放出の決定により、現在も輸入規制が残っている国に加え、新たに輸入規制をかける国が出てくるのではないかと。【宮城県漁業協同組合】
- ◇ 福島第一原発事故の被害にあっている宮城県の農民にしっかりと説明すべき。【宮城県農業協同組合中央会】
- ◇ 海外からの悪いイメージを払拭して欲しい。例えば、国際的な宮城県や福島県への理解を高めるようなプロジェクトを組んで欲しい。【宮城県水産物流通対策協議会】

7

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(1) これまでにいただいた御意見【その他】

- ◇ 福島の実況についての認識が不足していることに加え、トリチウムに関する正確な情報が伝わっていないことから、国及び東京電力が責任を持って、十分な説明と情報発信を行うこと。
【福島県、福島県議会、福島県町村会、いわき市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、福島県商工会議所連合会、福島県農業協同組合中央会、ヨークベニマル、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、福島県水産市場連合会、全国漁業協同組合連合会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本ボランティアチェーン協会、全国旅行業協会、日本旅行業協会、日本経済団体連合会、全国商工会連合会、全国消費者団体連絡会、千葉県】
- ◇ 全国的な問題として処分方法の安全性について科学的な根拠を丁寧に説明し、住民、商工業者、農業者、漁業者らの合意を得ることが必要だ。【相馬市、広野町、福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 漁業者、国民の理解を得られない、ALPS処理水の海洋放出は、漁業者の総意として、絶対反対。【福島県漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会】
- ◇ 国と東京電力から、バイパス、それからサブドレンに対して協力した際に、回答書として関係者の理解なしにはALPS処理水の海洋投棄は行わないとの回答を頂いている。この件、まずこのハードルを乗り越えて、国、東電ともご説明いただければ、これらの基本方針への信頼性が担保されるものではないと思っている。【福島県漁業協同組合連合会】
- ◇ 処理水の取り扱いを巡り、現時点で県民や国民の理解が十分に得られているとは言えない。丁寧な説明など国民の理解を深める対応を求める。【いわき市、南相馬市、富岡町、福島県漁業協同組合連合会】
- ◇ 結果だけでなく、検討のプロセスも含めて丁寧に説明してほしい。【福島県議会、川内村、茨城県】

8

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(1) これまでにいただいた御意見【その他】(つづき)

- ◇ 小中高、大学など学校教育、社会教育等あらゆる局面と機会を捉え、放射線に関する正しい知識習得、諸対策に対する国民理解を醸成すること。【福島県農業協同組合中央会、全国旅行業協会】
- ◇ リスクコミュニケーションの取組について、対象、内容、方法、頻度を充実させること。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ マスメディアやSNSでさらに情報発信を充実いただきたい。【福島県農業協同組合中央会、日本スーパーマーケット協会】
- ◇ IAEAなど海外の専門機関の協力を得ながら、諸外国の理解もしっかりと得られるよう、国の継続した取り組みを求める。【富岡町、日本スーパーマーケット協会】
- ◇ 福島県の農畜産物の輸入規制をしている国の規制解除をいただくこと。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 茨城県の農林水産物の輸入をやっと認め始めてくれた諸外国がまた元に戻ってしまったりすることが絶対にならないのか、海外との関係も重視していただきたい。【茨城県】
- ◇ トリチウム水で魚を飼育して安全性を科学的にデータ分析できないのか。【福島県農業協同組合中央会】

(2) 基本方針における記載

4. 風評影響への対応(基本方針 P.11~14)

- ・東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策、賠償により機動的に対応することを求める。
- ・政府は、前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組む。

(1) 「国民・国際社会の理解の醸成」

- ALPS処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信。IAEA等とも協力。

9

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置 (風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成①)

関係省庁	対応
復興庁	<p>○ 国内外への情報発信の強化 → 風評影響を最大限抑制していくため、処理水処分に係る安全性についての国内外への理解醸成に向け、科学的な根拠に基づく分かりやすいコンテンツを作成し、インフルエンサーも登用しつつ、様々なメディアを活用することで効果的な情報発信を展開する。</p> <p>○ 風評対策タスクフォースの活用 → 「風評対策タスクフォース」等を通じ、関係省庁との連携を強化する。</p> <p>○ 外国人向けポータルサイトの活用 → 外国人向けポータルサイトをフル活用する。</p>
消費者庁 厚生労働省	<p>○ 食品中の放射性物質に関する情報発信・意見交換 → 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果をホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。 → 関係省庁と連携し、全国各地で食品中の放射性物質に関する意見交換会を継続。</p>
環境省	<p>○ 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の活用 → 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料を活用し、国内外への科学的知見の発信を行う。</p> <p>○ 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターの活用 → 被災地の地元住民等に向けて、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターを活用し、車座などの機会を通じて、放射線による健康影響への不安に対応する。</p>

10

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置 (風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成②)

関係省庁	対応
経済産業省	<p>○ 住民参加型の説明会・座談会等の開催 → 被災地の地元住民等と双方向コミュニケーションを行うため、少人数参加型の視察・座談会等を開催。福島第一原発の現状等を伝え、また疑問に答える。</p> <p>○ 国内各層を対象にした説明会等の開催 → 国内の幅広い層（地元住民、学生、消費者団体、小売り・流通等）に対して、ALPS処理水の処分方針に関する多人数参加型の説明会を開催。</p> <p>○ 国内消費者一般に向けた情報発信 → 広く国内の消費者等に向けて、リーフレットや動画、ラジオのコンテンツ等を作成し、科学的根拠に基づきわかりやすく情報発信を行う。</p> <p>○ 海外の消費者等に向けた情報発信 → 外国の消費者等に向けて、科学的根拠に基づくわかりやすい情報発信を実施するため、海外メディアやインフルエンサー等への情報提供を強化。</p>
外務省 経済産業省 農林水産省	<p>○ 関係国・地域及び国際機関への情報発信 → 国際社会に対する透明性を確保するため、国内外（在外公館も含む）で関係国・地域及び国際機関に向けた説明・情報発信を継続・強化。 - 在京外交団及び外国報道機関への説明会 - 東電福島第一原発の廃炉に係る毎月の外交団及びIAEAへの状況共有 - IAEAやOECD/NEA等の国際機関が開催する様々な国際会議の機会を捉えた説明</p>
外務省 経済産業省 原子力規制庁	<p>○ IAEAによる国際的なレビューの実施 → 国際社会に対する透明性を確保するため、ALPS処理水の処分に係る放射線安全等について、IAEAに国際的なレビューを要請。</p>

11

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(3) 基本方針決定後の取組

【国内向けの説明活動】

- ▶ 地元自治体や漁業者、消費者団体等に対する説明会などを実施中。「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」において、基本方針についての説明を実施。今後も重層的に実施していく予定。
- ▶ 今後、大消費地（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪 等）において、安全性についての科学的根拠を提示しつつ、重点的な広報活動（小売・流通・観光業者などの業種別説明会）を実施予定。
- ▶ さらに、全国の経済団体・流通団体・旅行団体の協力を得て、事業者向けの説明会を実施。それぞれの団体ごとの視察ツアーの組成や、機関誌への掲載を計画。希望される関係業界に対しては、Q&Aを配布。
- ▶ 広く一般の方向けには、基本方針の解説動画の配信（YouTube配信・Yahoo!バナー（政府広報との連携））を実施。また、トリチウムの性質等をイラストで分かりやすく解説したチラシをウェブ公開。今後は、主婦向けなど、説明対象者の関心に合わせたコンテンツの作成するとともに、プッシュ型広告を活用しながら「届ける」広報を展開予定。また、食品と放射能に関する意見交換会での説明や一般向けのQ&A集に関連項目を追加予定。
- ▶ 小学生・中学生・高校生など若い世代については、放射線副読本の配布により、放射線に関する科学的な理解を深める。
- ▶ 新聞・テレビなどの大手メディアのほか、広く関心のあるメディア向け説明会を実施（30社参加）。
- ▶ 「処理水」「汚染水」の使い分けを徹底するため、定義変更のニュースリリースに加え、記者への説明を実施。
- ▶ 4月22日に風評対策タスクフォースを開催し、復興大臣から関係府省庁に対して、基本方針の決定を踏まえた、正確な情報の発信や海外に向けた戦略的な発信など施策の検討を指示。

12

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(3) 基本方針決定後の取組（つづき）

【海外での説明活動】

- ▶ 在外大使館・総領事館から各国政府への説明を実施。誤った見解には、随時反論（経済産業省ホームページにおいて海外の事例を公表）。
- ▶ 東アジア各国のJETRO海外事務所を通じて海外食品バイヤー等に正確な情報を提供。今後、海外EC事業者等にも正確な情報を提供予定。
- ▶ 関係資料を多言語化（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語）。
- ▶ 外国人の疑問に答えることを主目的にしたポータルサイト「Fukushima Updates」において、今後、ALPS処理水に関するFAQを追加予定。
- ▶ 農林水産物に対する輸入規制撤廃の働きかけにおける、相手国政府への丁寧な説明を実施。

（参考）東京電力の取組

- ▶ Web、SNS等を活用した国内外への正確かつタイムリーな情報発信を継続。「処理水ポータルサイト」は今後、内容を刷新予定。処分方法・モニタリング等の広報用ツールの適時整備。
- ▶ 理解醸成に向けたメディア取材・有識者視察の勧奨を継続。視察簡素化や、オンラインバーチャル視察による視察者増を志向。視察、座談会、訪問等の様々な機会を通じていただいたご懸念やご意見を真摯に受け止め、事業運営に活かす「双方向のコミュニケーション」を徹底。
- ▶ また、ALPS処理水中の放射能に関する実証的な情報を提供するために、魚類等の飼育試験を計画。

13



(4) 今後の検討課題

- 効果的な国内向けの情報発信の在り方
・説明対象・機会の拡充、情報発信の方法・媒体、説明内容・コンテンツ内容の方向性、放射線技師など放射線知識のある専門家との協力 など
- 効果的な海外向けの情報発信の在り方
・説明対象・機会の拡充、海外専門機関・有識者の協力を得た科学的根拠に基づく情報の発信、IAEAなど国際機関との協力、説明内容・コンテンツ内容の方向性 など

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

(1) これまでにいただいた御意見【宮城県抜粋】

- ◇ 風評は国内外に関わらず広い地域で発生するものであり、幅広く、かつ、多くの民間事業者及び地方自治体などの関係者の協力を得るとともに、連携して効果が高いと考えられる対策を講じなくてはならない。【宮城県】
- ◇ 今後放出に向けた動きが本格化していく中で、風評被害の発生が懸念される場合においては、各種振興策を講じるなど迅速に対応するよう求める。【宮城県】
- ◇ 一律に地域を限定せず、漁業振興策の実施と併せ、販路や需要の確保など漁業者や流通加工業関係者等のなりわいに支障が生じないよう、国が責任をもって万全の対策を講じること。【宮城県】
- ◇ 観光業への支援について、宮城県も福島県同様に対処して欲しい。【宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合】

(1) これまでにいただいた御意見【その他】

- ◇ 国及び東京電力は、新たな風評を生じさせないよう取り組むこと。国及び東京電力において、風評対策に責任を持って取り組むこと。【福島県、福島県農業協同組合中央会、福島県水産加工業連合会、全国漁業協同組合連合会】
- ◇ 水産業をはじめ、農林業や商工業、観光業にも風評を生じさせない徹底的な取組を。【福島県、富岡町、川内村、浪江町、ヨークベニマル】
- ◇ 風評被害を抑えるのではなく、発生させない決意を。風評対策を実行する財源の裏付けも必要。【いわき市】
- ◇ どのような風評被害が発生し得るか、どのような対策が有効かということについて、現地の声を直接聞きながら事前に検討し、処分実施時から風評被害の払拭に努める取組をしていただくことが必要。【全国旅行業協会、千葉県、茨城県】

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（1）これまでにいただいた御意見【その他】（つづき①）

- ◇ 場当たりの風評被害対策というのをやっているような感じがする。風評被害はなぜ起こるのかという、その原因をしっかりとつかんで対策するということがしっかりやる必要がある。【田村市】
- ◇ 放出したら風評が発生するのではなくて、もう現実問題となっている。【福島県水産加工業連合会】
- ◇ これまでの経験を踏まえ、さらに踏み込んだ実効性のある具体的な対策を望む。【福島県町村会、富岡町】
- ◇ さらなる風評被害、新たな問題が生じた場合には、各種振興策、生活保障策などの対策を。【広野町】
- ◇ 新たな販路開拓など農林水産業者が納得する振興策や、風評がなくなるまでの息の長い支援が必要。【浪江町】
- ◇ 生産者や消費者、生産者と流通業者が幅広い角度で交流機会を創出し、財政的な支援策を講じていただきたい。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築すること。【福島県、全国漁業協同組合連合会】
- ◇ 流通業者に対しても、風評を根拠とした買い控えや買いたたきなどが起こらないよう、流通の川上から川下まで各段階ごとに十分な目配りと指導を行っていただきたい。【千葉県】
- ◇ リスクコミュニケーションは、消費者だけでなく、仲卸業者や流通販売事業者などを含めて様々な関係者へ丁寧に行って頂きたい。流通促進のイベントや広報活動などは、今後も取り組んで頂きたい。【全国消費者団体連絡会】
- ◇ 福島県に本社を置き、前に進もうとしている企業を最優先に、規模の大小を問わず対応すること。【福島県水産市場連合会】
- ◇ ふるさと納税制度の積極的な活用のように、被災地の農林水産品のブランド力向上と販路拡大、開拓に向けて、全国でバックアップする体制を構築いただきたい。【日本経済団体連合会】

16

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（1）これまでにいただいた御意見【その他】（つづき②）

- ◇ 政府主導で、適正価格で県産品を他の都道府県が一定量購入して消費することを義務付けるような仕組みなどをつくっていただきたい。【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 福島県産農林水産物は、関係者から味 1 番としての評価をいただいているが、利益率の高い買いたたきにより、売れ筋、買い筋では 3 番以下という状況にある。そういう意味では、売れ筋、買い筋ともに 1 番を実現するための斬新なパッケージ等を開発するための支援をお願いしたい。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 農林水産物の 6 次化や観光資源など、差別化に向けた施設整備等開発支援を講じていただきたい。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 県漁連として、漁業界は当然、このALPS処理水の海洋放出については反対。ただ、われわれはこの地元で土着して漁業を続けるというのも、また総意。この二本柱が漁業者の意思としてまとまっている。非常に意見が分かれるが、このような漁業者の立ち位置の中で、今回、国と東京電力から海洋放出に関する基本方針が示された。【福島県漁業協同組合連合会】
- ◇ 魚離れに拍車を掛けてしまうのではないかと思う。その中で相対的に福島も下がっていく。【福島県水産加工業連合会】
- ◇ 新たな放射性物質の放出により、やっと構築してきた消費者との信頼関係がなくなってしまうのではないかと心配。多くの解決すべき課題があるため、復興創生期間後も継続した支援を林業の再生を行うことが必要。【福島県森林組合連合会】
- ◇ 観光客の呼び込み、移住定住促進への対応策も必要。【いわき市、南相馬市、福島県森林組合連合会】
- ◇ 水産資源、海洋レジャー、沿岸の宿泊施設等への風評被害の対策が十分に講じられること。【全国旅行業協会】

17

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（1）これまでにいただいた御意見【その他】（つづき③）

- ◇「安心して福島県に出かけてください」という強力なメッセージの発信。官民一体の観光キャンペーンの実施、観光受け入れ態勢の整備、観光情報の一元的な提供を要望する。一方的に発信するだけでなく、観光需要をつくる人々を招き、実際に現地を見てもらうことも必要。【日本旅行業協会】
- ◇観光形態が滞在・宴会型等から体験型に変化。旅館に囲い込むより現地の食材を使ったり、地域を回遊するような形の観光が大事であり、そういった観光に対する助成もお願いしたい。地域振興券も観光と一体となって売ることができる。【日本旅行業協会】

（2）基本方針における記載

4. 風評影響への対応（基本方針 P.11～14）

- ・東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策、賠償により機動的に対応することを求める。
- ・政府は、前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組む。

（1）「国民・国際社会の理解の醸成」

- ALPS処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信。IAEA等とも協力。

（2）「生産・加工・流通・消費対策」

- 漁業関係事業者への支援（設備導入など）を継続・拡充
- 福島相双機構、JETRO、中小機構等による販路開拓・販売促進
- 観光誘客促進等の支援、交流人口拡大 など

18

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（参考）関係省庁の当面取り組むべき措置（風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策①）

関係省庁	対応
農林水産省	○ 風評被害が生じるおそれがある地域における収益性向上支援 → 風評被害が生じるおそれがある地域における漁船漁業の漁獲量回復や養殖業協業化促進による収益性向上の取組等への支援を行う。
	○ 風評被害が生じるおそれがある地域における水産関係共同利用施設の整備支援 → 荷捌き場等の共同利用施設の整備支援を行う。
	○ 水産物の販売加速化支援 → 福島県及び近隣の水産物の販売加速化に向けて、多様な販売ルートの開拓に向けた支援を行う。
経済産業省	○ ALPS処理水の処分に伴う風評影響実態調査の実施 → ALPS処理水の処分に伴い風評影響を受ける可能性がある福島県や隣県の産業について、流通実態や風評影響を調査。

19

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

(3) 基本方針決定後の取組

- 新たな風評を生じさせないよう、生産・加工・流通・消費の各段階で理解を得るべく、漁業者をはじめとする関係事業者への説明会を実施中。
- 水産業をはじめ、農林業や商工業、観光業の復興に支障が生じないよう、基本方針に盛り込んだ風評影響を最大限抑制するための対策を、国が前面に立って実施中。

【農林水産業・観光・商工業】

- ✓ 地域資源（農林水産品、鉱業品、文化財や自然風景等の観光資源）を活用した中小企業等の事業活動や中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業を促進すべく、中小企業等に対して、補助金等による支援措置や中小機構によるサポートを今後も実施。
- ✓ 中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する支援を今後も実施（JAPANブランド育成支援事業）。
- ✓ 三陸地域の水産加工企業等が主体となり、三陸ブランドの商品開発、人材育成、国際認証取得支援や海外輸出等に関するプロジェクトを今後も実施。また、参加会員が共同・連携することにより地域商社等も設立され、東南アジア等の海外市場への新規開拓等を促進。
- ✓ 水産加工業の販売促進・販路開拓に向けた取組として、以下の取組を今後も実施。
 - ・販路回復等にむけた個別指導経費、セミナー開催経費等の支援。
 - ・被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組の支援。
 - ・加工機器整備費、マーケティング経費等の支援。
- ✓ 「新たな生活様式に対応した水産物消費拡大検討会」（水産庁・経産省・復興庁）において、基本方針の決定を踏まえ、復興水産物の消費拡大方策についても議論（5月12日）。

20

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

(3) 基本方針決定後の取組（つづき）

- ✓ 被災地の復興を応援するため、平成23年4月以来、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開中。
 - ✓ 農林水産物の安全を確保するため、ガイドラインに基づく検査や自主検査を実施し、宮城県ホームページ等で検査結果を随時公表中。食品の安全性や魅力に関する情報について、ホームページやSNSなどを通じて情報発信を実施中。
 - ✓ 安全な農林産物を生産できる環境の確保等を図るための牧草、稲わら等の処理の推進や放射性物質の吸収抑制対策への支援を実施中。
 - ✓ 東北への観光客の誘致に向けて、観光協会など地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力の発信を支援するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において38事業を選定（5月25日）。
- 上述の施策の更なる積極的な活用等も含め、さらに踏み込んだ実効性のある具体的な対策を講ずるべく、今後、とも現地の声を直接聞きながら、必要な対応を検討していく。

（参考）東京電力の取組

- 東京電力も、基本方針決定を受けて、「風評影響を最大限抑制するため、風評を受け得るさまざまな産業に関する生産・加工・流通・消費対策（販路開拓等）に全力で取り組む」旨を公表。これまで取り組んできた福島県産農林水産物の流通促進活動の継続・拡大。今後、その他の具体的な対策の充実・拡大に向けて、福島県のみならず、宮城県をはじめとするその近隣県の関係者との対話・協議を実施予定。

21



（４）今後の検討課題

- 各産業における決定後に生じた状況、今後見込まれる状況の把握の実施。機動的な対策の実施の在り方
 - ・これまでの対策の過不足と追加的な対策の方向性
 - ・注力すべき対策の考え方
 - ・対策の時間軸の整理（早急に実施すべき対策、中長期的に実施すべき対策） など

4. 風評被害が生じた場合の対策について

（１）これまでいただいた御意見【宮城県抜粋】

- ◇ 有効な対策を徹底的に実施した上で風評被害が生じた場合については、国及び東京電力については民間事業者、地方自治体に関係なく被害者側の声を聞き、誠意をもって損失補填や風評対策への財政措置に応じていく必要がある。【宮城県】
- ◇ 今後、万が一処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、請求に係る負担や不利益が生じることなく、被害を受けた全ての事業者が迅速かつ確実に損害賠償を受けられるように、一律に賠償期間や地域を限定せず、これまでの原子力損害賠償のスキームに代わる新たな仕組みを、国として早急に策定すること。【宮城県】
- ◇ 賠償期間、地域、業種を画一的に限定することなく被害の実態に見合った必要十分な賠償が実施されるよう、東京電力主体ではなく、国が責任を持って前面に立って欲しい。【宮城県町村会】

（１）これまでいただいた御意見【その他】

- ◇ 国民の理解がない中で処理水を環境放出すれば必ず風評被害が起きる。東電はそれを前提に対策を講じ、きちんと損害賠償を負うべき。【福島県、広野町、楡葉町、飯舘村、福島県商工会議所連合会、全国消費者団体連絡会】
- ◇ 東京電力における賠償に対する取り組みは十分とはいえない状況であることを踏まえれば、東京電力は真摯に対応する必要がある。【いわき市】
- ◇ 東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。【福島県、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 政府によって因果関係の立証、その支援を行ってほしい。【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、いわき市】

4. 風評被害が生じた場合の対策について

(1) これまでにいただいた御意見【その他】(つづき)

- ◇ 万が一の場合にはこういうふうに賠償するという基準を、国も含めて検討し、できるだけ早く明確に出してほしい。【南相馬市】
- ◇ 第1次産業がクローズアップされるが、第2次、第3次産業、全ての業種に対して損害が発生する。処理水の処分が終了するまでの全期間にわたって速やかに賠償を実行してほしい。【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 事業者の被る被害に対する経済的補償のスキーム及び事業者への支援、例えば、産品買取り、事業継続や新商品開発のための支援策などを創設することを国が明確に意思表示することがさらに重要。【日本商工会議所】
- ◇ 賠償関係に関して言えば、震災直後にこの枠組みが出てきて、いろいろ矛盾が生じているところもある。被害者がリスク、責任を持つとか、できないと払えないとか、いろいろな矛盾が出てきていると思う。そのあたりを少し、この際、統括というか、是正するのもしやむを得ないと思う。【福島県水産加工業連合会】

(2) 基本方針における記載

4. 風評影響への対応 (基本方針 P.11~14)

- ・東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策、賠償により機動的に対応することを求める。
- ・政府は、前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組む。

(3) 「損害賠償」

- 対策を講じても生じる風評被害には、被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導。
(被災者の立証負担の軽減、賠償の期間・地域・業種を画一的に限定しない等)

24

4. 風評被害が生じた場合の対策について

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置 (風評被害が生じた場合の対策)

関係省庁	対応
文部科学省	<ul style="list-style-type: none">○ 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター) による和解の仲介 → 被害者が、東京電力に直接賠償を請求して和解することが困難な場合などには、原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター) による和解の仲介を利用していただく。○ 原子力損害賠償紛争審査会での調査・審議 → 風評影響を最大限抑制するための対策を講じてもなお、ALPS処理水の放出後、東電福島原発事故に起因する原子力損害に当たる風評被害が生じた場合には、原子力損害賠償紛争審査会で必要に応じ調査・審議を行うことを検討する。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none">○ 被害の実態に見合った必要十分な賠償/賠償方針等の提示 → 万全の対策を講じてなお、風評被害の発生が確認された場合には、セーフティネットとして機能する賠償により機動的に対応するよう、以下の観点から東京電力を指導。<ul style="list-style-type: none">- 賠償期間、地域、業種を画一的に限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施すること。- 処分開始までの間に、風評被害を懸念する利害関係者に対し、風評被害が生じた場合における賠償の方針等について、丁寧に説明し、理解を得ること。○ 風評の影響の合理的かつ柔軟な推認 → 客観的な統計的データの分析等により風評の影響を合理的かつ柔軟に推認するなど、損害に関する立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく対応すること。

25

4. 風評被害が生じた場合の対策について

(3) 基本方針決定後の取組

- 迅速かつ適切な賠償の実現に取り組むため、4月27日、経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。
- 国としても、単に東京電力を指導するだけでなく、賠償方針の策定に際しての東京電力への働きかけや、被害者の皆様への丁寧な説明など、被害者の皆様に寄り添って対応中。

(参考) 東京電力の取組

- 基本方針決定の決定を受け、東京電力が以下の方針を公表。
 - 風評影響を最大限抑制するべく対策を講じた上でもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、あらかじめ賠償期間・地域・業種を限定せず、当該処理水の放出による損害を迅速かつ適切に賠償する。
 - 損害の確認にあたっては、商品・サービスの取引量の減少や価格下落といった状況のほか、統計データ等の客観的な指標も参考に、個別の事情を丁寧にお伺いし、対応する。加えて、当該処理水放出以外の複数の要因により正確な損害額の算出が容易ではない場合には、合理的に損害額を推認するなど、被害者さまに極力ご負担をおかけすることのないよう、柔軟に対応する。
 - また、風評被害に対する賠償の取扱いに関して、関係者の方々のご懸念に対して、具体的な賠償基準等を丁寧にご説明し、ご理解を得るよう努める。さらに、専用お問合わせ窓口を整備して、ご懸念の声をしっかりと受けとめ、対応する。
- 上記方針に基づき、東京電力は専用お問合わせ窓口を立ち上げ、日々、丁寧に対応するとともに、風評被害に対するお申し出をいただいた場合に備え、賠償方針案の検討や損害額推認に活用しうる統計データの調査等を実施中。



(4) 今後の検討課題

- 関係団体等の御要望を踏まえた対応の在り方
 - ・地域や産業の実情に応じた賠償方針の検討、処理水放出に先立った賠償方針の確定 など

26

5. 将来に向けた検討課題など

(1) これまでにいただいた御意見【宮城県抜粋】

- ◇ 国が方針を決定したのだから、全てにおいて国が前面に立って対応すべき。【宮城県漁業協同組合】
- ◇ 日本のような科学技術先進国であればトリチウムを除去することができるのではないかと。【宮城県市長会】

(1) これまでにいただいた御意見【その他】

- ◇ トリチウム分離処理技術を開発してほしい。【新地町、福島県農業協同組合中央会、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議】
- ◇ 国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。【福島県】
- ◇ 東京電力の相次ぐトラブルや不祥事に多くの県民が不安を感じている。国においては東京電力の管理体制について、県民の目線に立った抜本的な改革が図れるよう、強く指導していただきたい。【福島県、富岡町、川内村】
- ◇ 国や東京電力は原発事故に対する具体的な責任の取り方をきちんと示すなど、国民の信用を得ることが必要。【全国消費者団体連絡会】
- ◇ 東電はもとより、政府に対しても、国に対しても、一般の国民の信頼関係が以前と比べて薄れてしまった。【福島県水産加工業連合会】
- ◇ 処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。【福島県、福島商工会連合会】
- ◇ 最終的には1Fの廃炉作業を安全にしっかりと進める。【川内村】

27

5. 将来に向けた検討課題など

(2) 基本方針における記載

1. 復興と廃炉の両立に向けて（基本方針 P.1～3）

- ・政府及び東京電力に対して、これまで以上に厳しい目が向けられていることを真摯に受け止めなければならない。
- ・地元の方々を始め、国内外の方々の不安を払拭するよう、客観的な情報を透明性高く公表することを始め、その信頼回復をするための不断の努力を行い、対応を徹底していく必要がある。

(2) 基本方針における記載

5. 将来に向けた検討課題（基本方針 P.14～15）

- ・基本方針に定めた事項の実施状況をフォローアップし、必要な追加対策を機動的に実施するため、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（座長：官房長官）」を新設。
- ・トリチウム分離技術については、ALPS小委の報告書などで「直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」との評価。
→ 引き続き、新たな技術動向を注視。

28

5. 将来に向けた検討課題など

(3) 基本方針決定後の取組

- 4月16日に第1回「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を開催。関係者の特有の課題を把握するため、経済産業副大臣を座長とする関係省庁によるワーキンググループを新設。今後、福島県や近隣県において、ヒアリングなどの調査を実施。

（参考）東京電力の取組

- トリチウム分離技術については、東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」を開始することを公表。トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付に関する第三者（ナインシグマ・ホールディングス株式会社）を交えた新たなスキームを構築。提案の評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行う。現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験などを行い、技術の確立を目指していく。



(4) 今後の検討課題

- 技術の現状、提案技術の評価などへの客観性の確保の在り方
・結論ありきではなく、客観的な現状の評価・実現に向けた技術的な課題などの示し方 など

29

宮城県連携会議
各団体からの意見

水産業関係団体からの意見（水産部会）

〔意見〕

- 海洋放出の方針決定にかかる国、東京電力の説明が甚だ不足していることに加え、海洋放出前に取り組む具体策が明示されず、また、我々水産業関係者が納得するまで協議が尽くされていない状況の中、宮城県の水産業界として海洋放出には反対。

- これまでの対応から東京電力は信用を失っており、水産業関係者には不信感しかないことを自覚し、信頼回復に努めるべき。また国は、国民に対する説明責任を果たすために前面に立って対応すべき。

〔要望〕

- 1 海洋放出以外の方法（陸上での処分等）を再検討し、その結果を示すこと。

- 2 国内外におけるこれまでの風評への取組とその評価を示すとともに、「安全」と「安心」は異なることを認識した上で、今後の風評抑制策を具体的に示すこと。

- 3 基本方針では、海洋放出までの間に、風評被害を懸念する利害関係者に対し、風評被害が生じた場合における賠償の方針等を丁寧に説明し、理解を得ることなどについて東京電力を指導することとしているが、これまでの賠償対応に対する東京電力への不信感を率直に認識し、国が前面に立って、風評被害の定義を明確化した上で、賠償の仕組みを具体的に示すこと。

- 4 基本方針決定後、既に新規取引の中止など風評被害が発生しているとの声がある中、風評による今後の経営環境悪化を防ぐための生産者、産地、流通、消費の各段階における振興策を早急に示すこと。

- 5 風評は消費者から発生し、影響が広範囲に広がることを認識した上で、消費者の宮城県の水産物、加工品に対する購入意欲醸成、販路確保のための取組など風評被害防止に向けた対策を大規模・継続的に行うこと。

- 6 いまだに輸入停止措置を講じている諸外国に対し、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう一層の働きかけを行い、その成果を示すこと。

- 7 震災後に実施している放射能検査等に係る経費について、国は継続的に負担すること。

水産業関係団体からの意見（宮城県食品輸出促進協議会）

〔要望〕

- 1 東京電力が「関係者の理解なしに処分をしない」という約束にもかかわらず、放水を決定した理由について十分な説明を行うこと。
- 2 国は、海外の政府、水産業界、消費者団体及び商業・流通業団体等に対し、海洋放出完了までのロードマップや処理水の安全性、放出後の継続モニタリング手法について、権威のある国際的な専門機関などの高い信用力を有する機関により、細かい情報発信に取り組むとともに、いまだに基準値を超える魚が漁獲される原因を徹底的に調査し、その原因を説明すること。
- 3 今後、海洋放出の方針の変更・停止・中止に関わらず、既に生じている風評被害に対し、国は賠償責任の実行を検討し、賠償に関する相談窓口の他、省庁横断的な企業相談窓口、消費者相談窓口を東電以外の政府機関に設置すること。
- 4 風評被害の発生確認方法について事前協議するとともに、風評被害の実態把握と根拠を企業側だけに求めるのではなく、外国政府や海外消費者などの協力を得て国側が調査すること。
- 5 国内外での売上等の減少、放射能関係の全量検査や産地証明の義務付けなどによる事業者の負担増が生じた場合、海洋放出前からの速やかな補償及び販売支援等の施策を講じること。

農業関係団体からの意見（宮城県農業協同組合中央会）

〔意見〕

- 令和3年4月13日、政府より発表された東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質を含む処理水の海洋放出決定については、隣県の第一次産業に携わる立場として極めて遺憾である。

- 原発事故以来、本県農畜産物は長期にわたる風評被害により、生産者が苦境に立たされ、今なお、汚染稲わら牧草や汚染堆肥の処理が進まず、特に農林水産品の禁輸措置といった大きな問題を抱えている。

- 政府は、海洋放出に対し、基準値を上回る安全性の確保と風評被害対策の徹底を行うとしているが、国民・国際社会に対する説明は十分とはいえず、漁業のみならず農業においても、深刻な影響の発生が危惧され、農業者の不安は計り知れない。

〔要望〕

- 1 農業者に対する丁寧な説明を行うとともに、風評被害への具体的対策を明示し、国民・国際社会において十分な理解が醸成されるまで、海洋放出は行わないことを求める。

- 2 海洋放出以外の処分方法についても引き続き検討するよう求める。

農業関係団体からの意見（宮城県農業会議）

〔意見〕

- 政府の基本方針決定により、海が汚染されたというイメージが発生し、日本は震災の被害者から、ずさんな管理で原発事故を起こした加害者となる。放出エリア沿岸に行ってみたいとか、そこで獲れた海産物を食べたいと思う人はいなくなり、負の遺産を次世代に残すことになる。
- 処理水の海洋放出によって、風評被害の拡大や海外における日本からの農林水産物等の輸入規制強化が懸念される。
- 米の輸出に注力する登米市の認定農業者から、風評被害でこれまでの努力が無駄になりかねないとの意見があった。
- 国や東電のこれまでの対応を見ると、基本方針等の実効性に疑問があり信用できない。

〔要望〕

- 1 透明性の高い議論により結論を導くべき。また、時間をかけても慎重に進めるべきであり、結論を先に延ばし、放出以外の手法を検討すること。
- 2 基本方針に基づくモニタリングや賠償方法などについて具体的に明示すること。特にモニタリング調査の具体的な実施方法と、海水、海洋生物及び周辺環境の放射性物質の測定結果の公表方法について早急に明示すること。
- 3 現時点では国民や国際社会の理解が得られていない状況であることから、国民等の理解を十分得て、安全性を国内外に発信すること。
- 4 処理水と一般の原発から排水される水との違いをわかりやすく丁寧に説明すること。特に処理水に含まれるトリチウム以外の放射性物質については、濃度を薄めて基準値以下になったとしても安心とはならず、むしろ風評被害を増幅させることから、総量を示すこと。
- 5 補償を含めた風評被害防止対策を確実に実行し、補償は、容易かつ永続的な被害認定を行うとともに、風評被害を払拭するための取組に要する経費を全て対象とすること。

観光業関係団体からの意見（宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合）

〔意見〕

- 政府基本方針決定により既に生じている影響等について現在情報はないが、観光業界は新型コロナウイルスの影響で甚大な被害を受けている最中であり、情報が埋もれている恐れがある。
- 安全性について十分に担保され则认为るが、頭で理解する事と気持ちが納得する事には隔たりがある。旅行は感情が最優先するため、処理水の海洋放出が旅行需要にプラスに働くことは全くなく被害は必至である。
- 特に、旅行の大きな目的の一つである当地の食材、中でも水産物は非日常感を演出する観光の要素であり、食材王国みやぎのブランドに傷がつくことが非常に懸念される。

〔要望〕

- 1 第一当事者である漁業関係者への丁寧な説明だけはいただきたい。
- 2 国は、国内はもちろん、海外（インバウンド）に対しても丁寧な説明をするとともに、「気持ちの払しょく」のため、先導して観光振興について案内すること。
- 3 基本方針に記載された「各省庁が当面取り組むべき措置」について、福島県だけではなく「宮城県」、「近隣県」を早急に対象に加えること。

処理水の取扱いに関する宮城県連携会議設置要綱

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の取扱いに関して懸念される影響について、県内の関係団体等の意見を集約し、国及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する申し入れ内容を取りまとめるため、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 処理水の取扱いに関して懸念される影響に係る意見集約に関すること。
- (2) 国及び東京電力への申し入れ内容のとりまとめに関すること。
- (3) 処理水に係る情報共有に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる各団体の長等をもって構成する。

- 2 連携会議に座長及び副座長を置き、座長は宮城県知事、副座長は宮城県副知事（復興・危機管理部の所掌事務を担当する副知事）とする。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 連携会議に必要な応じて業界団体ごとに部会を置く。

- 2 部会は、構成団体間の情報交換を行うとともに、連携会議の所掌事務のうち当該業界に関する事項等について協議する。
- 3 部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(会議)

第5条 連携会議の会議は、座長がこれを招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名等
《水産業関係団体》 7 団体
宮城県漁業協同組合
宮城県沖合底びき網漁業協同組合
宮城県近海底曳網漁業協同組合
宮城県産地魚市場協会
宮城県水産物流通対策協議会
宮城県消費地魚市場協会
宮城県食品輸出促進協議会
《農業関係団体》 2 団体
宮城県農業協同組合中央会
宮城県農業会議
《観光業関係団体》 1 団体
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
宮城県議会
宮城県市長会
宮城県町村会
宮城県

処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置について

<会議の目的>

○ 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱いに関して懸念される影響について、県内の関係団体等の意見を集約し、国及び東京電力HDに対し責任ある対応を継続的に求めていくため、申し入れ内容を取りまとめることを目的とする。

<会議の運用方法>

○ 連携会議は、国や東京電力ホールディングスの関係者を招聘し説明を受ける場として、または、とりまとめた申し入れ内容について国のワーキングメンバーや東京電力ホールディングスに対し要望を行う場としても活用するものとし、必要に応じ年数回の開催を想定。

<国>
ALPS処理水の処分に
関する基本方針の
着実な実行に向けた
関係閣僚等会議
(実行会議)

- ◆議長 内閣官房長官
- ◆副議長 経済産業大臣
- ◆事務局長 経済産業副大臣
- ◆構成員 内閣官房副長官、他関係省庁大臣、原子力規制委員長

◆役割

- ・基本方針に定めた対策の着実な実行
- ・進捗のフォローアップ
- ・自治体・事業者等の影響確認
- ・新たな課題の抽出
- ・追加的な対策の検討

説明

<県>
処理水の取扱いに関する
宮城県連携会議

連携会議 [構成員18名]

- ◆座長 知事
- ◆副座長 副知事
- ◆構成員
 - 【団体】〔10団体〕
 - ・水産業関係 宮城県漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県産地魚市場協会、宮城県水産物流通対策協議会、宮城県消費地魚市場協会、宮城県食品輸出促進協議会
 - ・農業関係 宮城県農業協同組合中央会、宮城県農業会議
 - ・観光業関係 宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合

- 【県議会】 副議長
- 【市町村長】 市長会会長、町村会会長
- 【県】 関係部局長

◆事務局
事務局長 復興・危機管理部長
(関係部局副部長、原子力安全対策課)

◆役割

- ・関係団体の意見集約
- ・国、東電への申し入れ内容のとりまとめ
- ・処理水に係る情報共有

要望

水産部会 [構成員10名程度]

意見集約

- ◆構成員
 - 【団体】 宮城県漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合、宮城県近海底曳網漁業協同組合、宮城県産地魚市場協会、宮城県水産物流通対策協議会、宮城県消費地魚市場協会、宮城県漁業信用基金協会
 - 【県】 水産林政部長(座長)、担当課

◆役割

- ・風評情報データの共有
- ・水産業関係団体の意見整理

水産支援チーム (県庁内)

支援

- ◆リーダー 水産林政部副部長(技術担当)、副部長
- ◆サブリーダー 水産業振興課技術総括、水産業基盤整備課技術総括
- ◆チーム員 水産業振興課、水産業基盤整備課、国際ビジネス推進室、原子力安全対策課

◆役割

- ・風評情報データの収集・分析
- ・国へ求める支援策の整理 等

関係県

情報共有

福島県・茨城県

ワーキンググループ

- ◆座長 経済産業副大臣
- ◆構成員 関係省庁(副大臣以下)
- ◆役割
 - ・自治体や各業界などへのヒアリング
 - ・有識者・専門家への意見聴取・アンケート調査の実施 等

東京電力HD

- ◆東京電力ホールディングス株式会社
 - 本社
 - 福島復興本社
 - ・東北補償相談センター
 - 福島第一廃炉推進カンパニー

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における
多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針

令和3年4月13日

廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

1. 復興と廃炉の両立に向けて

(1) 基本的な考え方

- ① 令和3年3月で、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故から10年が経過した。この間、避難指示が解除された地域は徐々に広がり、当初は帰還困難とされた区域においても、特定復興再生拠点区域を通じた復興の萌芽が生まれつつある。また、令和元年度には、福島県産の農産物の輸出量が事故前を上回り過去最多を記録するなど、被災地の努力が実を結び始めている。一方で、今もなお、農林水産業や観光業を中心に風評影響が残っている。政府は、こうした現状を重く受け止め、引き続き前面に立って、着実かつ段階的に原子力災害からの復興・再生に取り組む責務を負っている。
- ② 原子力災害からの復興・再生には、廃炉・汚染水・処理水対策の着実な進展が不可欠である一方、廃炉を性急に進めることで、かえって風評影響を生じさせ、復興を停滞させることはあってはならない。そのため、「復興と廃炉の両立」を大原則としつつ、放射性物質によるリスクから、地域の皆様や作業員の方々、周辺環境等を守るための継続的なリスク低減活動として廃炉を計画的に進めている。
- ③ こうした廃炉に係る作業については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」等の法令の遵守はもとより、国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）が示している ALARA の原則¹に基づき、放射性物質によるリスクを最大限低下させるよう取り組んでいる。
- ④ その一環として、継続的に発生する汚染水についても、そのリスクの低減に努めてきた。これまで陸側遮水壁やサブドレン²等の重層的な対策により、その発生量の減少に努めるとともに、多核種

¹ ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則とは、ICRP が勧告する、すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきであるという線量低減の原則。

² 福島第一原発の建屋周辺から地下水をくみ上げる井戸。くみ上げた地下水は浄化した上で海洋に放出している。

除去設備等で放射性物質を浄化処理した上で、タンクに保管している。このタンクに保管している水の取扱いについては、高い放射線を出す燃料デブリ等に直接接触しているために生じ得る風評などの社会的影響も含めた検討を行う必要があることから、敷地内で保管することとしてきた。

- ⑤ 他方、福島第一原発では、安定状態を維持・管理した上で、燃料デブリの取り出し方法が具体化されるなど、廃炉作業が着実に進展している。今後は、1号機・2号機の使用済燃料プール内の燃料や、燃料デブリの取り出しなど、廃炉の根幹となる最も困難な作業段階に入っていく。これらの作業を安全かつ着実に進めていくためには、福島第一原発の敷地を最大限有効活用する必要がある。こうした観点を踏まえれば、日々発生する汚染水を処理した水を保管しているタンクやその配管設備等が、敷地を大きく占有するようになっている現状について、その在り方を見直さなければ、今後の廃炉作業の大きな支障となる可能性がある。
- ⑥ 福島第一原発の敷地内に設置されたタンクについては、その存在自体が風評影響の一因となっているとの指摘や、長期保管に伴い、老朽化や災害による漏えい等のリスクが高まるとの指摘がある。また、令和3年2月13日の福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生した際、一部タンクの位置がずれて、配管の交換が必要になる等の事態が生じた。この地震によるタンクの倒壊や大規模な漏えいなど、外部に影響を及ぼす事態には至らなかったが、被災状況等の情報提供の在り方に不十分な点があったことから、地元住民を始め不安を感じる方々もおられた。タンクの管理に当たっては、今後の災害等に備え、十分な安全対策と適切な情報提供を徹底することが求められる。
- ⑦ また、保管を継続するために福島第一原発周辺の敷地外にタンクを設置することは、復興に向けて懸命に努力している方々に、新たな土地の提供を求め、更なる負担を強いることとなる。こうした状況を踏まえ、立地自治体等からは、タンクに保管している水が増え続けている中で、その取扱いについては、根本的な問題解

決を先送りせずに、国が責任を持って対応策を早急に決定すべき、といった声が寄せられている。

- ⑧ こうした状況を踏まえれば、「復興と廃炉の両立」を大原則に、安全かつ着実に廃炉・汚染水・処理水対策を進めるという政府の重要な責務を果たすため、政府として、早期に、タンクに保管している水の取扱いに関する方針を決定する必要がある。
- ⑨ その決定に際して、政府は、これまでの福島第一原発事故による風評影響の払拭に向けた、地元を始めとした方々の懸命な努力について重く受け止め、決して、それが水泡に帰すことのないよう、その御懸念に真摯に向き合わなければならない。
- ⑩ また、令和3年3月16日には、原子力規制委員会から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案の概要が公表された。こうした事態が生じ、また、前述のように地震時の情報提供等において不十分な点が指摘される中、政府及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して、これまで以上に厳しい目が向けられていることを真摯に受け止めなければならない。
- ⑪ 東京電力においても、「復興と廃炉の両立」の趣旨を十分に踏まえた対応が求められることから、今後、廃炉・汚染水・処理水対策を進めていくに当たっては、地元の方々を始め、国内外の関心を持つ方々の不安を払拭するよう、敷地内の状況や周辺環境等について、客観的な情報を透明性高く公表することを始め、その信頼を回復するための不断の努力を行い、対応を徹底していく必要がある。

（２）基本方針の決定に至る経緯

- ① タンクに保管している水の取扱いについては、トリチウム³水タスクフォース及び多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員

³ トリチウムは、水素の仲間（放射性同位体）であり、弱い放射線を出す放射性物質。トリチウムは、雨水や、海水、水道水など自然界にも広く存在している。多核種除去設備では、トリチウムを除去することは困難。また、トリチウムは、各国の原子力施設から放出されており、福島第一原発に貯蔵されている全量以上のトリチウムが1年間で放出されている例もあるが、トリチウムが原因と考えられる影響

会（以下「ALPS⁴小委員会」という。）において、専門家が、風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を6年以上重ねてきた。

- ② これを踏まえ、令和2年2月に取りまとめられたALPS小委員会の報告書では、トリチウム水タスクフォースで技術的に実施可能とされた5つの処分方法（地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設）について、技術や制度、時間軸等の観点から評価した。結果として、A) 地層注入については、適地を探さねばならず、モニタリング手法も確立されていないこと、B) 水素放出については、前処理やスケール拡大等の技術が未確立であること、C) 地下埋設については、固化時にトリチウムを含む水分が蒸発し、また規制制度の確立や処分地の確保といった課題に対応するため、必要な期間を見通すことは難しいこと、といった評価がなされた。
- ③ また、同報告書では、長期保管についての検討も行われている。敷地内での保管容量の拡大については、これまでに実施したタンクの大型化やタンク配置の効率化などの工夫を確認した上で、現行計画以上のタンク増設の余地は限定的と言わざるを得ないとされている。また、更なる大型タンクによる保管等については、現行と比較して面積当たりの容量効率は大差なく、保管容量が大きく増えないにもかかわらず、その設置や漏えい検査等に要する期間が長期化するとともに、万一破損した場合の漏えい量が膨大になるという課題があるとされており、実施するメリットはないとされている。加えて、敷地外での保管については、保管施設を設置する自治体等の理解や放射性廃棄物保管施設としての認可取得が必要であり、実施までに相当な調整と時間を要することから、保管の継続については、福島第一原発の敷地内で行っていくほかないとされている。こうした検討を踏まえ、敷地内外における現行計画以上のタンク増設は限定的であることから、敷地内を有効活用すべき、といった評価がなされた。
- ④ 同報告書では、こうした評価を踏まえ、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を

は確認されていない。

⁴ ALPSは、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System）の略称。

確実に下回る⁵まで浄化した水（以下「ALPS 処理水」という。）の処分方法としては、制度面や技術面を踏まえれば、水蒸気放出か海洋放出が現実的な選択肢であり、その中でも、海洋放出がより確実に実施可能であるとされている。また、いずれの処分方法を選択したとしても、生じ得る風評被害への備えが必要との指摘がなされている。

- ⑤ なお、ALPS 小委員会では、トリチウム以外の放射性物質については、多核種除去設備等により、安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化することを前提として議論がなされ、報告書が取りまとめられている。
- ⑥ また、この報告書の結論については、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）により、「科学的・技術的根拠に基づくもの」と評価されている。
- ⑦ こうした、ALPS 小委員会での検討状況について、政府は、これまでも折に触れ、地元自治体や農林水産業者を中心に、様々な関係者に報告や意見交換を行ってきた。こうした報告や意見交換、説明会は、ALPS 小委員会の報告書が公表されて以降だけでも、数百回実施している。さらに、「多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の御意見を伺う場」を7回にわたって開催した。ここでは、関係省庁の副大臣等が出席し、地元自治体等に加え、流通・小売の関係者も含む幅広い関係者（29 団体 43 名）から意見を伺った。これらの中で、多くの団体から、処分に当たっては、丁寧な情報発信や、処分に伴い懸念される風評への対策が必要との意見が示されたほか、農林水産業の生産者団体からは、風評被害が必至であるという観点から環境放出に対する反対の意見が示された。また、地元自治体等からは、国の責任において処分方針を決定すべき、などの意見も示された。
- ⑧ さらに、幅広い国民の方々からの意見も3ヶ月以上にわたって公募し、4,000 件を超える意見を頂いた。この中では、環境放出の安

⁵トリチウム以外の放射性物質については、原子炉等規制法に基づく告示に定められた、液体状の放射性廃棄物のみを安全に環境中へ放出する際の基準を、希釈前に下回ることとしている。

全性や、これに伴う風評影響への懸念が多く示されたほか、安全性について国内外の理解が深まった後で放出すべき、といった意見も示された。

- ⑨ 政府は、ALPS 小委員会の報告書やこれまで頂いた幅広い御意見を重く受け止め、これらを踏まえ、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、ALPS 処理水の処分に関する基本方針を決定する。
- ⑩ 処分の実施主体である東京電力は、当然のことながら、科学的・技術的な最新情報に基づき判断を下す独立機関である原子力規制委員会が、確立された国際的な基準を踏まえて定める規制を始め、各種法令等を厳格に遵守する必要がある。
- ⑪ それに加え、東京電力に対しては、実際の処分に向け、本基本方針に基づく対応を確実に実現するための計画を作成し、原子力規制委員会に対して申請を行うことを求める。

2. ALPS 処理水の処分方法について

(1) 処分方法

- ① ALPS 小委員会の報告書やこれまで頂いた意見を踏まえ、福島第一原発において安全かつ着実に廃炉・汚染水・処理水対策を進めていくため、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS 処理水の処分を行うこととする。
- ② 処分方法としては、各国の放射線防護基準において広く参照されている ICRP の勧告に沿って従来から定められている規制基準を厳格に遵守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実に実施可能な点を評価し、海洋放出を選択する。今後、東京電力は、海洋放出を実際に行う前に、その詳細な計画や必要な設備等の設置について、原子力規制委員会から認可を取得する必要がある。こうした原子力規制委員会の認可を得た上で、東京電力は海洋放出を実施することとなる。

- ③ この海洋放出については、IAEA も、令和2年4月に公表したALPS小委員会の報告書に係るレビュー報告書の中で、「日本及び世界中の稼働中の原子力発電所や核燃料サイクル施設で日常的に実施」されているため、「技術的に実行可能であり、時間軸の目標を達成できる」と評価している。

(2) 海洋放出に当たっての対応の方向性について

- ① 海洋放出に当たっては、公衆や周辺環境の安全を確保するため、トリチウム及びトリチウム以外の放射性物質について、ICRPの勧告に沿って従来から定められている安全性に関する原子炉等規制法に基づく規制基準を、厳格に遵守しなければならない。これにより、周辺地域の公衆や環境、ひいては農林水産品等について、現在と同様、安全が確保されることとなる。
- ② 海洋放出に当たっては、安全に係る法令等の遵守に加え、風評影響を最大限抑制するための放出方法（客観性・透明性の担保されたモニタリングを含む。）を徹底しなければならない。
- ③ 併せて、国民・国際社会の理解醸成に向けた取組に万全を期す必要がある。
- ④ これらの対策を講じてもなお生じ得る風評影響に対応するため、福島県及びその近隣県の水産業を始めとした産業に対しては、地元及び海外を含めた主要消費地において販路拡大・開拓等の支援を講じていく。
- ⑤ 東京電力には、上記②、③、④について、主体的・積極的に、政府とともに最大限取り組むよう求めるとともに、風評被害が生じた場合には、セーフティネットとして機能する賠償⁶により、機動的に対応するよう求める。

⁶ 福島第一原発事故に起因する原子力損害に対する賠償の一環として東京電力が実施。

(3) 国際社会との関係について

- ① 日本は、国際社会の責任ある一員として、これまでも IAEA への情報提供や外交団への丁寧な説明等を通じ、関係国や国際機関を含む国際社会に対し、高い透明性をもって情報提供を積極的に実施してきており、こうした対応は今後も継続していく。
- ② 公衆や周辺環境の安全を確保するため、海洋放出は、東京電力が ICRP の勧告に沿って定められている規制基準を厳格に遵守することの下、国際慣行に沿った形で実施することとする。

3. ALPS 処理水の海洋放出の具体的な方法

(1) 基本的な方針

- ① 廃炉・汚染水・処理水対策は、放射性物質によるリスクから人と環境を守るための継続的なリスク低減活動である。タンクに保管している水についても、放射性物質として厳格に管理し、ALARA の原則に基づき、そのリスクを拡散させることなく、できる限り低減するよう努める必要がある。
- ② こうした観点からは、タンクに保管している水を放射性物質の環境放出に係る規制基準を超えた状態で長期に保管し、その量を増やし続けることや、他の地域に持ち出すことは、むしろ、リスクを増加させたり、拡散させたりすることにつながることに留意しなければならない。
- ③ また、浄化処理や希釈を行うことにより規制基準を満たすようになった水についても、敷地外に持ち出した上で処分する場合には、現行制度上、輸送中や持ち出した先においても所要の管理が求められる。これに加え、輸送や保管、放出に当たって、自治体を始め様々な関係者との調整が必要となる。このため、その実施には相当な調整と時間を要する。
- ④ こうした点を踏まえ、ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、ALARA の原則に基づき、厳格に管理しながら浄化処理や希釈等を行うことによりリスクをできる限り低減する対応を講じることを前提に、福島第一原発において実施することとする。

- ⑤ 東京電力には、今後、2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目途に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを求める。

(2) 風評影響を最大限抑制するための放出方法

- ① ALPS処理水の海洋放出については、同処理水を大幅に希釈した上で実施することとする。海洋放出に先立ち、放射性物質の分析に専門性を有する第三者の関与を得つつ、ALPS処理水のトリチウム濃度を確認するとともに、トリチウム以外の放射性物質が安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化されていることについて確認し、これを公表する。
- ② 取り除くことの難しいトリチウムの濃度は、規制基準を厳格に遵守するだけでなく、消費者等の懸念を少しでも払拭するよう、現在実施している福島第一原発のサブドレン等の排水濃度の運用目標（1,500ベクレル/リットル⁷未満）と同じ水準とする。
- ③ この水準を実現するためには、ALPS処理水を海水で大幅（100倍以上⁸）に希釈する必要がある。なお、この希釈に伴い、トリチウム以外の放射性物質についても、同様に大幅に希釈されることとなる⁹。
- ④ また、放出するトリチウムの年間の総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値（年間22兆ベクレル）¹⁰を下回る水準になるよう放出を実施し、定期的に見直すこととする。なお、この量は、国

⁷ 告示濃度限度の40分の1であり、世界保健機関（WHO）の飲料水水質ガイドラインの7分の1程度。なお、告示濃度限度とは、原子炉等規制法に基づく告示に定められた、放射性廃棄物を環境中へ放出する際の基準。当該放射性廃棄物が複数の放射性物質を含む場合は、それぞれの放射性物質の核種の告示濃度限度に対する当該核種の放射性廃棄物中の濃度の比について、その総和が1未満（告示濃度比総和1未満）となる必要がある。

⁸ タンクに保管している水のトリチウムの濃度は約15万～約250万ベクレル/リットル（加重平均73万ベクレル/リットル）であり、1,500ベクレル/リットルまで希釈するためには、約100倍～約1,700倍（加重平均約500倍）の希釈が必要となる。

⁹ ALPS処理水を100倍以上に希釈することで、希釈後のトリチウム以外の告示濃度比総和は、0.01未満となる。

¹⁰ 原子力発電所ごとに設定された通常運転時の目安となる値（規制基準値を大幅に下回る値）。

内外の他の原子力発電所から放出されている量の実績値の幅の範囲内である。

- ⑤ これらの取組に併せ、新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施するなど、政府及び東京電力が放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充する。その際、A) IAEAの協力を得て、分析機関間の相互比較を行うなどにより、分析能力の信頼性を確保すること、B) 東京電力が実施するモニタリングのための試料採取、検査等に農林水産業者や地元自治体関係者等が参加すること、C) 海洋環境の専門家等による新たな会議を立ち上げ、海域モニタリングの実施状況について確認・助言を行うこと等により、客観性・透明性を最大限高める。
- ⑥ 海洋放出の実施に当たっては、周辺環境に与える影響等を確認しつつ、慎重に少量での放出から開始することとする。また、万が一、故障や停電などにより希釈設備等が機能不全に陥った場合や、モニタリングにより、異常値が検出された場合には、安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止することとする。
- ⑦ 国内外において海洋放出に伴う環境への影響を懸念する声があることを踏まえ、政府及び東京電力は、海洋放出が環境に与える影響について、これまで多様な角度からの検討¹¹を実施してきた。実際の海洋放出に際しては、ICRPの勧告に沿って定められている我が国の規制基準を厳格に遵守する。さらに、関連する国際法や国際慣行を踏まえ、海洋環境に及ぼす潜在的な影響についても評価するための措置を採るとともに、放出後にも継続的に前述のモニタリングを実施し、環境中の状況を把握するための措置を講じることとする。こうした環境への影響に関する情報については、随時公表し、高い透明性を確保することにより、国民・国際社会の理解醸成に努める。

¹¹ 例えば、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の手法を用いてALPS処理水の処分に伴う放射線の影響評価を行った結果については、自然放射線による影響（2.1ミリシーベルト/年）と比較し、極めて小さいことが確認されている。

4. 風評影響への対応

(1) 基本的な方針

- ① ALPS 処理水を海洋放出するに当たっては、その実施者である東京電力には、風評影響の発生を最大限回避する責任が生じる。そのため、大前提として、東京電力には、国民・国際社会の理解醸成や、風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策に全力で取り組むとともに、最大限の対策を講じてもなお風評被害が発生した場合には、セーフティネットとして機能する賠償により機動的に対応することを求める。
- ② その上で、政府は、令和元年 12 月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議で改訂した「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」で示された、「政府は、前面に立ち、安全かつ着実に廃止措置等に向けた中長期の取組を進めていく」という考え方に従い、本基本方針の決定に伴って生じ得る風評影響に対応する責務を果たすべく、風評影響の最大限の抑制や産業の本格的な復興の実現に向けて必要な対応に、前面に立って取り組む。

(2) 風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成

- ① 政府は、決して風評影響を生じさせないとの強い決意の下、政府の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下「風評対策タスクフォース」という。）」等の枠組みを通じ、国内外に向けた取組を一層強化・拡充する。その際、ALPS 処理水の安全性等について、科学的な根拠に基づく情報を分かりやすく発信することや、双方向のコミュニケーションを行うことなどを通じ、国内の消費者等や風評影響を受け得る様々な事業者の理解を深める取組を徹底する。
- ② また、海洋放出により風評影響を受け得る様々な事業者の方々の御懸念を払拭するとともに、これまでの多大な努力により築かれてきた消費者等との安心・安全の基盤が毀損されないよう、水産物の放射性物質モニタリングを実施し、その結果を随時公表する

など、科学的な根拠に基づく情報を分かりやすく発信する。さらに、当該産業に係る生産・加工・流通・消費のそれぞれの段階において、ALPS 処理水の安全性等についての理解を得る取組を重点的に行うとともに、風評影響が生じた場合の対策について丁寧に説明する。併せて、福島県及び県内自治体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組を支援する。

- ③ 海外に対しても、関係省庁の連携を強化し、科学的な根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られることのないよう、あらゆる機会を捉えて、海洋放出が国際慣行に沿ったものであり安全性が確保されていることについて情報発信を行う。その際、科学的根拠に基づくデータを示すこととする。さらに、新聞やインターネット等の様々な媒体を効果的に活用し、国外の消費者等における理解を深める取組を行う。また、IAEA や経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA) 等の国際機関による協力を得るとともに、日々のモニタリング等で得られる各種データについて、海外の関係者も確認できるように情報公開を徹底する。

(3) 風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策

- ① 福島県の水産業については、試験操業が継続し、沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は震災前の約 17% (令和 2 年) に留まっているが、令和 3 年 4 月からは試験操業を終了して段階的に操業を拡大するなど、新たな局面への移行が進んでいる。こうした中で、福島県の漁業関係者からは、ALPS 処理水の処分に伴い新たに生じ得る風評被害への懸念が示されている。そのため、水産業が本格的な復興を果たすため、引き続き、生産・加工・流通・消費それぞれの段階ごとに、徹底した対策を講じる。
- ② 具体的には、水揚げを増やすため、「がんばる漁業復興支援事業」を延長するとともに、荷捌き場等の共同利用施設の整備支援を継続する。次に、地元における流通のボトルネックを解消するため、地元の仲買・加工業者が行う設備導入や販路開拓モデル事業を支援するとともに、公益社団法人福島相双復興推進機構が浜通り地

域等の 15 市町村¹²の水産関係の仲買・加工業者等を新たに支援する。併せて、流通段階における県外を含めた構造的問題の解決に向けて、流通実態調査の結果を踏まえた対応を継続する。さらに、水産物の販売回復に向けて、地元及び主要消費地において、「常磐もの」の販路や用途拡大に向けた取組を進める。

- ③ また、福島県の観光・商工業、農林業等についても、ALPS 処理水の処分に伴い新たに生じ得る風評被害への懸念が示されていることを踏まえ、交流人口拡大による来訪者の増加や移住・定住の促進、農産物等の販売促進等、本格的な復興に向けた対策を講じる。
- ④ こうした取組を引き続き行った上で、今回の ALPS 処理水の海洋放出の方針の決定や、実際の放出により生じ得る風評影響への備えとして、経済界や関係団体の協力も得つつ、
 - A) まずは、前述のとおり、風評影響を最大限抑制する放出方法及び国民・国際社会の理解醸成の取組を徹底する。
 - B) その上で、福島県及びその近隣県の水産業を始め、観光・商工業、農林業等に風評影響が生じる場合には、その影響を抑制するため、地元及び海外を含めた主要消費地において、販路拡大・開拓支援及び観光誘客促進支援を講じる。

(4) 風評被害が生じた場合の対策

- ① 最大限の対策を講じてもなお、今回の ALPS 処理水の海洋放出後に風評被害の発生が確認された場合には、セーフティネットとして機能する賠償により機動的に対応するよう、以下の観点から東京電力を指導する。
 - A) 原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）の中間指針等で既に示されている合理的かつ柔軟な対応の必要性を含めた風評被害賠償の基本的な考え方を踏まえ、画一的に賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施すること。

¹² いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

- B) ALPS 処理水の海洋放出までの間に、風評被害を懸念する利害関係者に対し、風評被害が生じた場合における賠償の方針等を丁寧に説明し、理解を得ること。
 - C) 賠償に当たっては、客観的な統計データの分析等により、ALPS 処理水による風評の影響を合理的かつ柔軟に推認するなど、損害に関する立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく、被害者に寄り添って迅速に対応すること。
- ② なお、ALPS 処理水の海洋放出後、風評被害が生じた場合には、原賠審で必要に応じ調査・審議を行うことを検討する。

5. 将来に向けた検討課題

- ① 将来生じ得る風評影響については、現時点では想定し得ない不測の影響が生じ得ることも考えられることから、これまでの政府の風評対策タスクフォースを通じた取組を一層強化・拡充するとともに、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして新たに「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を設置する。こうした対応を通じ、追加対策の必要性を検討し、それを機動的に実施することとする。
- ② また、トリチウムの分離技術については、ALPS 小委員会において、A) 国内外の一部の原子力関連施設において実用化されているトリチウム分離技術はあるが、これらは ALPS 処理水の 1 万倍以上の濃度や数十分の 1 以下の量のものを処理する技術であり、そのまま ALPS 処理水に適用することはできないこと、B) 仮にこうした技術が実用化されたとしても、分離後の高濃度の水と低濃度の水のそれぞれの取扱いも課題となること、が議論された。
- ③ ALPS 小委員会の報告書では、こうした点を踏まえて、現在までのところ、「福島第一原発に直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」との評価がされており、また IAEA から同様の見解が示されている。

- ④ こうした点を踏まえ、ALPS 処理水については、希釈して放出していくこととするが、引き続き、新たな技術動向を注視し、現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていく。
- ⑤ 福島第一原発における汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を続けていく。さらに、福島第一原発の港湾内の放射能濃度の減少に向けた排水路の清掃や港湾内の魚類駆除の対策などの取組も引き続き実施する。

6. 終わりに

- ① 原子力災害被災地域に安心して帰還・移住できる環境を整え、地域及び国民の皆様の不安を解消するためには、廃炉に向けた中長期の取組を着実に進めていく必要があり、ALPS 処理水の処分についても、これ以上の先送りはできない。
- ② もちろん、既に風評影響に対する強い懸念を示す方もいる中で、ALPS 処理水の海洋放出を行うことは、政府として重大な決断であると認識している。政府として、決して風評影響を生じさせないとの強い決意をもって対策に万全を期す。
- ③ とりわけ、風評影響への対応については、さらに、広く関係者にも参加いただきつつ議論を続け、その不断の見直しを図り、政府一丸となって、決して風評が固定化することのないよう対策を講じていく。
- ④ これまで、地元の方々を始め多くの方々が、産業や生業の復興に向けて、懸命な努力をされてきた結果、徐々に風評の払拭が進んできたことを忘れてはならない。ALPS 処理水の海洋放出により、新たな風評影響が生じることになれば、これまでの努力を水泡に帰せしめ、塗炭の苦しみを与えることになる。政府は、風評影響を受け得る方々に寄り添い、産業や生業の復興に向けた歩みを決して止めないとの強い決意をもって、風評影響の払拭に取り組んでいく。

- ⑤ 原子力災害からの復興・再生には、中長期的な視野に立って、腰を据えた対応が必要である。政府は、その復興を成し遂げるまで、前面に立ち、全力を尽くしていく。